金融調節等入札連絡事務についての日本銀行金融

ネットワークシステムの利用に関する規則

（趣旨）

第１条　この規則は、次の各号に掲げる取引（以下「金融調節等取引」という。）の入札連絡事務（入札、応募および募入決定の通知等の事務をいう。以下「金融調節等入札連絡事務」という。）についての日本銀行金融ネットワークシステム（以下「日銀ネット」という。）の利用に関する基本的な事項を定める。

（１）日本銀行が行う売戻条件を付さない利付国債の買入

（２）日本銀行が行う買戻条件を付さない利付国債の売却

（３）日本銀行が行う売戻条件を付さない国庫短期証券（割引短期国債および政府短期証券をいう。以下同じ。）の買入

（４）日本銀行が行う買戻条件を付さない国庫短期証券の売却

（５）日本銀行が行う国債（利付国債および国庫短期証券をいう。以下同じ。）の売戻条件付買入

（６）日本銀行が行う国債の買戻条件付売却

（７）日本銀行が補完供給を目的として行う国債の買戻条件付売却

（８）日本銀行が行う売戻条件を付さないコマーシャル・ペーパー等の買入

（９）日本銀行が行うコマーシャル・ペーパー等の売戻条件付買入

（１０）日本銀行が行う売戻条件を付さない社債等の買入

（１１）日本銀行が行う共通担保資金供給オペレーション（適格担保を根担保として行う公開市場操作としての貸付けをいう。以下同じ。）

（１１）の２　日本銀行が貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給

（１１）の３　日本銀行が貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給

（１１）の４　日本銀行が行う被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション

（１１）の５　日本銀行が行う気候変動対応を支援するための資金供給オペレーション

（１１）の６　日本銀行が行う米ドル資金供給オペレーション（適格担保を根担保として行う公開市場操作としての米ドル建て貸付けをいう。以下同じ。）

（１１）の７　日本銀行が米ドル資金供給オペレーションにおける担保の供給を目的として行う国債の買戻条件付売却

（１２）日本銀行が行う手形の売出

（１３）財政融資資金が行う売戻条件を付さない利付国債の買入

（１４）財政融資資金が行う利付国債の売戻条件付買入

（１５）財政融資資金が行う利付国債の買戻条件付売却

（１６）国債整理基金が行う売戻条件を付さない利付国債の買入

（入札の通知）

第２条 日本銀行は、金融調節等入札連絡事務についての日銀ネットの利用に関する約定（以下「金融調節等入札連絡事務に係る約定」という。）を結んだ先（以下「約定先」という。）の営業所等のうち、金融調節等取引の入札に参加させる先（以下「対象先」という。）に対し、金融調節等取引の入札に関する事項を日銀ネットにより通知する。

２．対象先は、前項の通知を受けた金融調節等取引の入札に応募する場合には、直ちに、前項の通知を受けた旨を日銀ネットを利用して日本銀行に通知する。

（応募の通知）

第３条　前条第１項の通知を受けた対象先は、通知を受けた金融調節等取引の入札に応募する場合には、通知を受けた応募締切時刻までに、応募に関する事項を日銀ネットを利用して通知する。

（募入決定の通知）

第４条　日本銀行は、前条の通知を行った対象先（以下「応募先」という。）からの前条の通知に基づき次の各号に掲げる事項を決定した場合には、これを遅滞なく応募先に対し日銀ネットにより通知する。

（１）日本銀行が行う売戻条件を付さない利付国債の買入

銘柄毎の売買利回り別買入額（利回り入札方式の場合）もしくは買入額（固定利回り方式の場合）または売買価格別買入額および買入代金

（２）日本銀行が行う買戻条件を付さない利付国債の売却

銘柄毎の売買利回り別売却額（利回り入札方式の場合）もしくは売却額（固定利回り方式の場合）または売買価格別売却額および売却代金

（３）日本銀行が行う売戻条件を付さない国庫短期証券の買入

銘柄毎の売買利回り別買入額および買入代金

（４）日本銀行が行う買戻条件を付さない国庫短期証券の売却

銘柄毎の売買利回り別売却額および売却代金

（５）日本銀行が行う国債の売戻条件付買入

期間利回り別買入額

（６）日本銀行が行う国債の買戻条件付売却

銘柄毎の期間利回り別売却額ならびに売却代金および買戻代金

（７）日本銀行が補完供給を目的として行う国債の買戻条件付売却

銘柄毎の期間利回り別売却額ならびに売却代金および買戻代金

（８）日本銀行が行う売戻条件を付さないコマーシャル・ペーパー等の買入

　　　売買利回り別買入可能額

（９）日本銀行が行うコマーシャル・ペーパー等の売戻条件付買入

期間利回り別買入額または買入額

（１０）日本銀行が行う売戻条件を付さない社債等の買入

　　　売買利回り別買入可能額

（１１）日本銀行が行う共通担保資金供給オペレーション

貸付金額および貸付金利息の算出に当り使用する貸付利率

（１１）の２　日本銀行が貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給

貸付金額および貸付金利息の算出に当り使用する貸付利率

（１１）の３　日本銀行が貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給

貸付金額および貸付金利息の算出に当り使用する貸付利率

（１１）の４　日本銀行が行う被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション

貸付金額および貸付金利息の算出に当り使用する貸付利率

貸付金額および貸付金利息の算出に当り使用する貸付利率

（１１）の５　日本銀行が行う気候変動対応を支援するための資金供給オペレーション

貸付金額および貸付金利息の算出に当り使用する貸付利率

（１１）の６　日本銀行が行う米ドル資金供給オペレーション

貸付金額

（１１）の７　日本銀行が米ドル資金供給オペレーションにおける担保の供給を目的として行う国債の買戻条件付売却

銘柄毎の期間利回り別売却額ならびに売却代金および買戻代金

（１２）日本銀行が行う手形の売出

売出金額、割引料の算出に当り使用する割引率、割引料および買受代金

（１３）財政融資資金が行う売戻条件を付さない利付国債の買入

銘柄毎の利回較差別買入額

（１４）財政融資資金が行う利付国債の売戻条件付買入

期間利回り別買入額

（１５）財政融資資金が行う利付国債の買戻条件付売却

銘柄毎の期間利回り別売却額

（１６）国債整理基金が行う売戻条件を付さない利付国債の買入

銘柄毎の売買利回り別買入額または売買価格別買入額および買入代金

２．応募先は、前項の通知を受けた場合には、直ちに、その旨を日銀ネットを利用して日本銀行に通知する。

（日銀ネット利用手数料の支払義務）

第５条　約定先は、金融調節等入札連絡事務についての日銀ネットの利用に関して、日本銀行が別に定める手数料を、日本銀行に支払うものとする。

（日銀ネット障害時等の取扱い）

第６条　日本銀行は、日銀ネットの障害その他の事情によりこの規則の規定による取扱いができないと認めた場合には、この規則の規定と異なる取扱いをし、または約定先にこの規則の規定と異なる取扱いを指示することができる。

（解約等）

第７条　日本銀行は、次の各号の一に該当する場合には、通知することにより直ちにその約定先との金融調節等入札連絡事務に係る約定を解約することができる。この場合、通知による解約は通知の発送時に効力が発生するものとする。

（１）約定先が、総ての金融調節等取引の相手先としての資格を喪失したとき。

（２）約定先が、この規則または第６条、第８条もしくは第９条の規定により日本銀行が定めた事項に違反したとき。

（３）約定先が、「日本銀行金融ネットワークシステム利用基本規則」（以下「利用基本規則」という。）または利用基本規則第１０条もしくは利用基本規則第１１条の規定により日本銀行が定めた事項に違反したとき。

（４）その他約定先に、金融調節等入札連絡事務についての日銀ネットの円滑な運営を阻害するおそれがあると日本銀行が認めたとき。

２．日本銀行は、約定先が前項第２号ないし第４号の一に該当する場合には、約定先によるこの規則に基づく日銀ネットの利用の一部または全部を一定期間制限することができる。

３．日本銀行または約定先は、書面による通知により、１か月以上の予告期間をもって、金融調節等入札連絡事務に係る約定を解約することができる。

（細則の制定）

第８条　この規則の履行に関し必要な事項は、日本銀行が別に定める。

（所要事項の決定等）

第９条　日本銀行は、金融調節等入札連絡事務についての日銀ネットの適切な運営を確保するため、この規則に定めるもののほか、所要の事項を定め、または所要の措置を講ずることができる。

（規則の改正）

第10条　日本銀行は、金融調節等入札連絡事務についての日銀ネットの適切な運営を確保するため、必要と認める場合は、この規則を改正することができる。